平成２９年（フ）第８７９６号
東京都板橋区志村１丁目12―27―803
破産者　大宮　和彦
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８３５号
東京都足立区興野２丁目９―13
破産者　本田　洋介
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７４号
東京都世田谷区若林３丁目15―３―307
破産者　鮫島　大幸
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３４号
東京都世田谷区中町３丁目30―12　ドエル上野毛C
破産者　土屋　　誠
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４４号
東京都足立区島根１丁目11―16
破産者　中野　耕治
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４８号
東京都杉並区松庵３丁目25―５
破産者　木村　賢一
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５４号
東京都足立区千住大川町41―３
破産者　藤本　照子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６７号
東京都中野区野方１丁目50―７―201
破産者　増川　草介
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７２号
東京都練馬区大泉町１丁目46―30―207
破産者　平　　真也
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９８５号
東京都台東区西浅草３丁目23―14―202
破産者　栗原　照男
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９９１号
東京都世田谷区祖師谷１丁目14―29―102
破産者　宮田久仁子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０２０号
東京都江戸川区西葛西２丁目５―５―302
破産者　中島　　淳
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３６号
東京都江東区辰巳１―10―86―103、住民票上の住所東京都江東区辰巳１丁目３―12―509
破産者　齋藤　清次
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７７号
東京都世田谷区深沢５丁目５―21―601
破産者　古屋　宏晃
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８０号
東京都江戸川区南小岩７丁目10―13
破産者　井上久美子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４８号
静岡県伊豆の国市古奈294番地の７
破産者　原田総建株式会社
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市布勢49番１
破産者　有限会社キシマ製作所
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
山梨県北杜市白州町白須5681番地１、前本店所在地神奈川県横浜市中区不老町３―12第三不二ビル
破産者　セントラル商事株式会社　（旧商号株式会社グランパ）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
盛岡市茶畑１丁目１番６―307号
破産者　澤田みつ子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７３号
茨城県筑西市下平塚636番地の７
破産者　有限会社オオハシ
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７４号
茨城県筑西市笹塚533番地
破産者　有限会社大橋興業
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部